

建築物省エネ法「エネルギー消費性能向上計画認定」申請手数料(※1)

				認定申請手数料（円）			変更認定申請手数料（円）			
				指定機関の 事前審査を 受けている場合	直接松阪市に申請する場合		指定機関の 事前審査を 受けている場合	直接松阪市に申請する場合		
					簡易な評価方法	その他		簡易な評価方法	その他	
住 宅	一戸建ての住宅			5,000	18,700	36,800	3,000	9,800	18,900	
	共同住宅等	住戸部分 (総戸数)	～ 1	5,000	18,700	36,800	3,000	9,800	18,900	
			1 ～ 5	10,100	35,300	74,500	6,000	18,600	38,200	
			6 ～ 10	17,300	51,200	104,800	10,400	23,700	54,100	
			11 ～ 25	28,900	73,600	147,500	17,300	39,600	76,600	
			26 ～ 50	48,400	111,100	211,900	29,000	60,400	110,800	
			51 ～ 100	86,800	168,100	303,800	52,000	92,700	160,500	
			101 ～ 200	137,400	239,500	411,500	82,400	133,500	219,500	
			201 ～ 300	173,600	309,500	539,600	104,100	172,100	287,100	
			301 ～	185,100	352,100	633,600	111,100	176,000	335,300	
		共用部分 (床面積)	～300㎡	10,100	117,900		6,000	59,900		
			～1,000㎡	18,400	155,500		11,000	79,500		
			～2,000㎡	28,900	194,500		17,300	100,100		
			～5,000㎡	86,800	303,000		52,000	160,200		
			～10,000㎡	137,400	389,100		82,400	208,300		
			～25,000㎡	173,600	465,100		104,100	249,900		
			25,000㎡～	217,000	541,700		130,200	292,500		
	非住宅 (床面積)			～300㎡	10,100	93,800	256,700	6,000	47,900	129,400
				～1,000㎡	18,400	124,900	321,600	11,000	64,300	162,600
				～2,000㎡	28,900	157,300	415,200	17,300	81,500	210,600
				～5,000㎡	86,800	254,700	592,600	52,000	136,000	305,300
				～10,000㎡	137,400	332,600	730,000	82,400	180,000	379,300
				～25,000㎡	173,600	399,800	862,900	104,100	217,200	449,600
				25,000㎡～	217,000	469,000	984,500	130,200	256,100	514,900

※：表記を一部省略等しているため 詳細は松阪市手数料条例別表第6をご参照ください。

※1：申請建物が住宅の住戸部分、住宅の共用部分、非住宅部分の複合建築物の場合には、各部分の戸数・床面積に応じた手数料の合算となります。

※2：簡易な評価方法とは、「建築物エネルギー消費性能に係る認定申請」の場合、一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分については「仕様基準」、「フロア入力法」、非住宅建築物の部分については「モデル建物法」です。『エネルギー消費性能向上計画認定』の場合、「誘導仕様基準」です。

※3：『事前審査』とは、市長が定めた審査機関により、基準適合審査を事前に受けることをいいます。

※4：複数棟の『エネルギー消費性能向上計画認定』を受ける場合には、各棟の戸数・床面積に応じた手数料の合算となります。

※5：共同住宅等の『共用部分を計算しない評価方法』を用いる場合の手数は、住戸部分の戸数分のみ（※共用部分は含みません）になります。

※6：『その他』とは、標準入力法、BEST省エネツールにより評価している場合をいいます。